

# 「 冤罪という憲法問題 」

山口 学

## 1. はじめに

昨今、足利事件の再審決定や、厚生労働省の局長を巻き込み、ついには検察官の証拠ねつ造まで発覚した郵便不正事件、福岡の看護師に対する事件などの無罪判決など、冤罪の事例が多数報道されている。社会的に大きく関心を持たれているが、これが憲法問題という認識が少ないように思える。しかし、冤罪は重大な憲法問題である。なぜなら、罪のない一般市民が、冤罪によって、憲法が保障する自由や名誉という「人権」を侵害されているからである。そして昨今の事例から明らかとなり、この問題は現代までも続いている。このことからすると、冤罪は「現代の憲法問題」と言える。

他方ここ数年、我が国の刑事司法制度は大きな変革を遂げた。2009年からは裁判員制度が始まり、また、検察審査会法の改正により、検察審査会が「起訴相当」の議決を二度出せば、検察官の意思によらず、対象者を強制起訴できる仕組みが用意された。これらに共通するのは、一般市民から選ばれた者が判決や起訴の判断を、直接下すということである。まさに「国民の司法参加」が始まったと言える。

しかし、以下で述べるように、「国民の司法参加」が始まったからと言って、冤罪がなくなる保障はない。むしろ、「国民の司法参加」による冤罪もあり得るであろう。そこで本論文では、「国民の司法参加」時代を迎えた今、冤罪という「憲法問題」を考えていきたい。

## 2. 「国民の司法参加」と冤罪

刑事司法の素人である一般市民が司法に携わることによって、冤罪が増える、とは言えない。市民感覚が活かされ、無罪判決が下されることもあるし、現に裁判員裁判下での一部無罪判決も出ている。しかし、市民による判断も万全とは言えない。近時の冤罪事件である足利事件は今であれば裁判員対象事件であるが、裁判員裁判であれば誤判を防げたかは分からない。むしろ、自白調書が並べられれば、「やってもいないのに自白することなど考えられない（だから被告人は有罪）」ともあり得るし、DNA鑑定が突きつけられれば、被告人が有罪とってしまうであろう。さらに歴史を振り返れば、冤罪であった甲山事件において、検察官が一度不起訴にしたにも関わらず、検察審査会が「不起訴不当」の判断を下し、その後検察官が起訴してしまったということがあると示している。

以上から言えることは、「国民の司法参加」の時代でも、冤罪は起きうるということである。しかし、同時に冤罪は防げることも示したい。「人が人を裁く以上、冤罪は防げない」とあきらめてしまうのは誤りである。近時の足利事件や郵便不正事件を例にとれば、捜査段階の取調べが適正に行われていれば、誤った自白は防げ、冤罪は防げたと言える。具体的には、取調べの全面可視化が行われていれば、少な

くともこれらの事件においては、早期に潔白が証明されたと考えられる。すなわち、冤罪を防止する仕組みの整備によって、冤罪は防げる可能性が高いのである。そしてこの仕組みの整備は憲法が直接要求していると言うべきである。なぜなら、市民の基本的人権の尊重という基本原理を採用し、さらに憲法は31条から40条まで、刑事司法に関する規定をおき、その多くは被疑者、被告人の権利を保障していることからすると、憲法そのものが冤罪の防止を要求していると言えるからである。これまで冤罪の防止は政策論レベルで論じられてきたが、実はその程度の問題ではない。生存権と貧困の防止、教育の受ける権利の実質化と同程度に、冤罪の防止のための具体的方策もまた、憲法が直接求める問題と言える。

あわせて、「国民の司法参加」時代になった今、冤罪を防止する仕組みの整備が、別の視点からも強く要求されていると言うべきである。というのは、検察審査員の誤った強制起訴による冤罪、裁判員の誤判による冤罪も考えられ、その結果、冤罪の加害者も一般市民になりうるのである。法律では死刑対象事件も裁判員対象事件である。仮に裁判員が死刑判決を下し、死刑が執行されたところ、後に冤罪と判明したら、それは取り返しのつかない最大の人権侵害であり、死刑判断を下した裁判員は一生、罪悪感に苛まれることであろう。すなわち、市民を冤罪の「加害者」としないためにも、冤罪を防止する仕組みの整備が、極めて重要と言える。

### 3. おわりに

これまで冤罪の問題は市民にとって「他人事」であったように思える。しかし、映画「それでもボクはやってない」で示されるように、一般市民が日常生活の中で冤罪に巻き込まれる可能性は十分にある。他方、「国民の司法参加」の時代を迎え、多くの市民が刑事司法に関与することになり、その過程で冤罪の「加害者」になることもあり得る。そして、冤罪の被害は悲惨である。冤罪の被害者は例え冤罪が証明されても、一度奪われた自由な時間、社会的地位の回復は尋常ではなく、また、冤罪を下した加害者が抱く罪悪感も決して並大抵のものではないと推測される。このようなことを防ぐためには、冤罪が人権侵害という憲法問題であること、冤罪の防止を憲法が要求しているということを認識し、その具体的な仕組みの整備が今求められている。